令和６年春の全国交通安全運動推進要綱

目的

この運動は、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、府民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

期間

令和６年４月６日（土曜日）から４月15日（月曜日）までの１０日間

（準備期間：３月１７日（日曜日）から４月５日（金曜日）まで）

交通事故死ゼロを目指す日　４月１０日（水曜日）

運動の重点

全国重点

こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

大阪重点

高齢者の交通事故防止

スローガン

身につけよう　交通ルールと　ヘルメット

運動の進め方

交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になっていることから、交通事故情勢が府民に正しく理解・認識され、一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、効果的に運動を展開する。

○　関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持する。

○　ＳＮＳ等の活用など、時代に即した取組等を通じて、広報啓発活動を実施する。

○　交通事故被害者等の視点に配慮した広報啓発活動を実施する。

○　本運動の趣旨及び重点等を理解し、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配意をする。

４月の府内一斉交通安全指導日

４月８日（月曜日）ミニバイク・自動二輪車・自転車の安全指導日

４月１０日（水曜日）交通事故死ゼロを目指す日

４月１５日（月曜日）近畿交通安全デー、交通安全家庭の日、高齢者交通事故ゼロの日、シートベルト着用徹底の日

４月２０日（土曜日）めいわく駐車・放置自転車追放デー、ノーマイカーデー

こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、令和５年中の大阪府内におけるこどもの交通事故発生状況については、死亡事故が１件発生したほか、交通事故件数・負傷者数・重傷者数がいずれも増加するなど、依然として道路においてこどもが危険にさらされている。

また、大阪府内の交通事故死者数全体を見ると、歩行中の割合が最も高く、歩行者側にも横断歩道外横断や信号無視、横断禁止場所横断等の法令違反が認められる。

このため、こどもが安全に通行できる道路交通環境を確保するとともに、全ての歩行者に対し、道路の安全な横断方法を実践するよう促していくことが必要である。

推進機関・団体での推進項目

通学路を始めとした安全な道路交通環境の確保

○　通学路及び未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進

○　「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進

○　通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進

○　通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用についての広報活動等の推進

歩行者の交通ルール遵守の徹底

○ 横断歩道の通行、信号遵守等の基本的な交通ルールの遵守及び周知の徹底

○　横断時には、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めることや横断中も周囲の安全を確認することを促す呼び掛けの推進

○　歩行中のこどもの交通事故の特徴（飛び出しによる重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進

○　安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

○　高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化（認知機能の低下，疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進

○　反射材用品等の視覚効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

広報・実践促進事項

○ 歩行者も交通ルールを守り自分の身を守りましょう。

○ 横断歩道を横断するときは、ドライバーに目と手で合図（ハンドサイン）をしましょう。

○ 周りの大人が、まずこどもたちの手本となりましょう。

歩行者は

○　道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。

○　交差点では、青信号でも必ず左右の安全確認をしましょう。

○　道路で遊んだり、飛び出しや無理な横断、信号無視はやめましょう。

○　外出する時は明るい目立つ色の服装を心がけ、夕暮れ時や夜間は反射材を活用しましょう。

○　スマートフォン等の操作など注意力が散漫になる「ながら行為」はやめましょう。

ドライバーは

○　こどもや高齢者の行動特性を理解し、特に通学路や生活道路では、速度を落とすなど安全運転を心がけましょう。

地域・学校・職場では

○　地域交通安全活動推進委員、教育関係者、高年（齢）者交通安全リーダー等は、こどもや高齢者を対象とした街頭指導をしましょう。

○　こども自身の交通安全意識とこどもに対する保護意識の高揚を図りましょう。

○　車両等の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等と連携して、業務形態に対応した交通安全教育等を行うなどして、安全運転や交通事故情勢等に関するきめ細かな指導・情報提供を行いましょう。

家庭では

○　こどもには横断歩道の渡り方など大人が手本を示すなど、具体的に指導しましょう。

○　身近に感じた「ヒヤリ・ハット」体験等をもとに、交通安全について家族で話し合いましょう。

歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

令和５年中の大阪府内における交通事故死者数のうち最も多いのが歩行者であり、全体の36.5％を占めている。また、歩行中の死亡事故のうち46.3％が道路横断中に発生しており、歩行者側に信号無視や横断歩道外横断などの法令違反が認められる一方で、自動車等の車両側にも横断歩行者妨害等の法令違反が認められる。

また、飲酒運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」。以下同じ。）等の悪質・危険な運転による交通事故が後を絶たない。さらに、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの適正使用率がいまだ低調であるほか、75歳以上の高齢運転者については、75歳未満の運転者と比較して免許人口当たりの死亡事故件数が多く、その要因としてハンドル操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違いなどが多くなっていること等にも留意が必要である。

このため、自動車等の運転者に対して、歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行を促していくことが必要である。

推進機関・団体での推進項目

運転者の歩行者優先意識の徹底

○　交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け

○ 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進

○　運転者に対し、歩行者優先の徹底を始め、安全に運転しようとする意識及び態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進

○ 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進

○　夜間の対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

飲酒運転の根絶

 ○　「飲酒運転を絶対にしない，させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか，飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職場等における取組の推進

○　運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

妨害運転等の防止

○　妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進

○　「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

高齢運転者の交通事故防止

○　高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進

○　衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進

○　加齢に伴う身体機能の変化等により安全運転に不安のある高齢運転者に対する安全運転相談ダイヤルの積極的な周知及び利用促進並びに運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

○　全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進

○　シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進

○　高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

二輪車運転者に対する広報啓発

○　二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進

○　二輪車“すり抜け運転”ストップ運動の推進

○　若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進

広報・実践促進事項

○　横断歩道は歩行者優先です。歩行者がいれば必ず止まりましょう。

○　時間に余裕を持って運転し、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ちましょう。

○　飲酒運転・妨害運転はどちらも犯罪です。危険な運転は絶対にやめましょう！

○　車で出かける時は、お酒を飲まずに仲間を送り届ける人「ハンドルキーパー」を決めましょう。

○　運転に不安のある高齢者は、運転相談窓口を活用し、自主返納について考えましょう。

○　全ての座席でシートベルトを着用し、チャイルドシートを正しく使用しましょう。

ドライバーは

○　横断歩道等では減速し、停止可能な速度で進行しましょう。

○　危険が発生した場合でも、安全に停止できるような速度と車間距離をとって運転しましょう。

○　通話や画面注視などスマートフォンの操作をしながらの運転はやめましょう。

○　「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」を遵守しましょう。

○　みだりに車線変更をしてはいけません。進路を変更するときは、方向指示器を出し、バックミラーや目視で安全を確認してから変更しましょう。

○　高齢運転者は、参加・体験・実践型の交通安全教育や運転適性診断を積極的に受け、自らの運転適性能力や身体機能の変化を自覚し、ゆとりのある運転行動を心掛けましょう。

○　全ての座席の同乗者に、シートベルトを着用させましょう。

○　チャイルドシートを適切に取付け、肩ベルトをしっかり締めるなど正しく使用しましょう。

地域・職場では

○　自治会、こども会、老人クラブ等において、こどもや高齢者等の歩行者が交通事故に遭わないための参加・体験・実践型の交通安全教室を開催しましょう。

○　広報誌・機関誌等に身近な交通事故事例や飲酒運転による事故の悲惨さ、妨害運転の危険性を訴える記事の掲載に努めましょう。

○　事業者等は、運転前後にアルコール検知器を使用し、飲酒運転の根絶に努めましょう。

○　安全運転管理者等は、運転者に対し、飲酒運転や妨害運転の防止について教育し、安全運転を遵守させましょう。

○　地域や職場で開催する交通安全教室や各種行事において、全ての座席のシートベルト着用及びチャイルドシートの使用の必要性と効果についての啓発に努め、正しい着用・使用を習慣づけましょう。

家庭では

○ 「飲酒運転は絶対にしない・させない」を合言葉のもと、家族だけでなく友人同士などでお互いに注意し合いましょう。

○　あおり運転に遭った場合に備え、ドライブレコーダー設置について話し合いましょう。

○　運転に自信がなくなったり、運転する機会が少なくなった高齢運転者がいる場合は、運転免許証の自主返納について家族で話し合いましょう。

○　シートベルト及びチャイルドシートの必要性と効果について家族で話し合い、正しい着用・使用を習慣づけましょう。

自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

令和５年中の大阪府内における自転車の交通事故件数、死者数、負傷者数及び重傷者数は、前年に比べていずれも増加し、全交通事故に占める自転車乗用中の死者・重傷者の割合は35.9％を占めている。

また、自転車乗用中の交通事故では、死傷した自転車側の多くに法令違反が認められたほか、死傷者のヘルメット着用率は6.3％と低調であった。

過去５年累計で見ると、自転車乗用中における交通事故では、ヘルメットの非着用時の致死率は着用時と比べて約1.9倍高く、また、自転車乗用中死者の人身損傷主要部位は、頭部が約６割を占めている。

加えて、令和５年７月１日から道路交通法の一部を改正する法律の施行により、特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」のうち、車体の大きさや構造の基準を満たすものをいう。）に関する新たな交通ルールが定められ、利用者には交通ルールを理解した上で安全に利用することが求められており、乗車用ヘルメットの着用についても努力義務が課されている。

このため、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者に対して、ヘルメットの着用と交通ルールの遵守を促していくことが必要である。

推進機関・団体での推進項目

自転車利用者のヘルメット着用と安全確保

○　全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を　を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

○　自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けの促進

○　未就学児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用及び幼児同乗中自転車の乗車・降車・停車時における転倒等の具体的な危険性の周知や安全利用に関する広報啓発の推進

○　自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の推進

○　自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進

自転車の交通ルール遵守の徹底

○　原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進

○　信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

○　スマートフォン等使用や傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転の危険性の周知と指導の徹底

○　自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員へのルール遵守の呼び掛け等の推進

特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

○　特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用を促す取組の推進

○　特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者，シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

広報・実践促進事項

○　自転車も特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」のうち、車体の大きさや構造の基準を満たすものをいう。）も「くるま」の仲間です。交通ルールを守りましょう。

○　スピードの出しすぎ、「ながらスマホ」はやめましょう。

○　自転車等に乗る際は大人もこどももヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。

自転車に乗るときは

○ 大人もこどももヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。

〇　車道通行の原則、車道は左側走行、歩道は歩行者優先等の通行方法を守りましょう。

○　信号や一時停止等の交通ルールを守り、安全な通行を心掛けましょう。

○　運転中のイヤホン・スマートフォン等の使用、二人乗り、傘差し等の危険な運転はやめましょう。

○　未就学児を自転車の幼児用座席に乗せるときは、シートベルトを着用しましょう。

○　未就学児２人を自転車に乗せるときは、後部座席、前部座席の順に乗せ、降ろすときには、前部座席、後部座席の順に降ろしましょう。

○　万一の自転車事故に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

地域・職場では

○　地域交通安全活動推進委員、高年（齢）者交通安全リーダー等は、自転車利用者を対象とした街頭指導をしましょう。

○　事業者や安全運転管理者等は、利用する自転車の定期的な点検整備を励行するほか、従業員に対し、交通ルールの遵守について指導を徹底しましょう。

家庭では

○　自転車の正しい乗り方について、家族みんなで話し合い、交通ルールを守りましょう。

○　自転車に反射材を取り付け、夜間の事故防止に努めましょう。

○　万一の自転車事故に備え、ヘルメットを着用しましょう。

○　自転車乗用中の事故による被害者救済に備え、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

○　自転車の定期的な点検整備を励行しましょう。

高齢者の交通事故防止

令和５年中の大阪府内における高齢者の交通事故件数、死者数、負傷者数及び重傷者数は、前年に比べていずれも増加し、死者数は８１人（前年比＋24人）と全交通事故死者数の54.7％を占めている。

また、高齢者の死者・重傷者を状態別で見ると、自転車乗用中の割合が最も高く４２％、次いで歩行中が34.2％を占め、合計で７割を超えている状況にある。

しかしながら、歩行中及び自転車乗用中の交通事故により死傷した高齢者側にも多くの法令違反が認められることから、特に歩行者と自転車利用者に重点を置き、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などを理解させるための交通安全教育に加え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかける広報啓発を積極的に推進し、高齢者の交通事故防止を図る必要がある。

推進機関・団体での推進項目

○　高齢者自身の加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視覚障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通行動に及ぼす影響などを理解させる安全教育及び広報啓　発の実施

○　高齢者が歩行中及び自転車乗用中の死亡・重傷事故の特徴（歩行中は横断歩道外横断、自転車乗用中は安全不確認が多い）等を踏まえた参加・体験型の交通安全教育等の推進

〇　自転車のヘルメット着用の必要性、効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

○　身体機能の変化等により安全運転に不安のある高齢運転者に対する安全運転相談ダイヤルの積極的な周知及び利用促進に向けた広報啓発の推進

○ 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

○ 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識の使用促進、同標識を表示している自動車への保護義務の周知徹底に向けた広報啓発の推進

○　衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発とサポートカー限定免許制度についての広報啓発の推進

広報・実践促進事項

○　道路を横断するときは、横断歩道を渡りましょう。

○　信号を必ず守り、青信号でも必ず左右の安全確認をしましょう。

○　自転車に乗る際はヘルメットを着用し、万一の事故に備えましょう。

○　気持ちと時間に余裕を持ち、ゆとりのある運転を心がけましょう。

○　運転に不安を感じたら、家族で運転免許証の自主返納や、安全運転について話し合いましょう。

ドライバーは

○　高齢運転者は、参加・体験・実践型の交通安全教育や運転適性診断を積極的に受け、自らの運転適性能力を自覚し、身体機能の変化を理解して、ゆとりのある運転を心がけましょう。

地域では

○　地域交通安全活動推進委員、教育関係者及び高年（齢）者交通安全リーダー等は、高齢者を対象とした街頭指導をしましょう。

○　高齢者自身の交通安全意識と高齢者に対する保護意識の高揚を図りましょう。

家庭では

○　身近に感じた「ヒヤリ・ハット」体験等をもとに、交通安全について家族で話し合いましょう。

○　身体機能の低下等により安全な運転に不安があったり、運転する機会が少ない高齢運転者が　いる場合は、運転免許証の自主返納制度の利用を家族で話し合いましょう。

また、安全運転相談ダイヤル（#8080）を積極的に利用しましょう。